

## 横浜市改良住宅条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

建替事業の実施に伴い、令和6年度にしゅん工する予定の中村町住宅及び瀬戸橋住宅について、横浜市改良住宅条例（以下「改良住宅条例」という。）の別表に新たに更新住宅を位置づけ、住宅名を追加します。

なお、両住宅とも建替え前は改良住宅条例に位置づけた改良住宅でしたが、建替えにより、

- ・改良住宅の入居者向けの住戸は改良住宅条例における『更新住宅』（本議案）
- ・新たな入居者向けの住戸は横浜市営住宅条例における『公営住宅』（市第 121 号議案）として位置づけます。

### 2 条例別表に追加する住宅の概要

#### (1) 中村町住宅

所在地：南区中村町3丁目211番地外

構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上5階建て1棟

戸数：更新住宅44戸（ほか公営住宅14戸 合計58戸）

#### (2) 瀬戸橋住宅

所在地：金沢区洲崎町3番地

構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上10階建て1棟

戸数：更新住宅130戸（ほか公営住宅48戸 合計178戸）

### 3 施行日

建物の完成に合わせて規則で定める日から施行します。